

令和2年度第1回伊予市障がい者福祉計画策定審議会 会議録

- 日 時 令和2年9月24日（木）
午後3時15分～午後4時50分
- 場 所 伊予市役所4階 大会議室
- 出席者 小西 省三委員、上本 昌幸委員、水田 恒二委員
(委員) 福島 久子委員、矢野 雄大委員、井上 寛規委員
阿部 富美委員、田中 大祐委員、吉田 京子委員
海田 淑彦委員、土居 和博委員、相田 紗也可委員
- (事務局) 向井 裕臣市民福祉部長
米湊 明弘福祉課長
小笠原 聡子福祉課長補佐
赤尾 章司福祉課係長
木下 智之福祉課主査
- (欠席者) 水本 説男委員、西村 幸委員、灘岡 雅人委員
- 次 第 1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 市長挨拶
4. 自己紹介
5. 会長及び副会長選出
6. 諮問
7. 議題
(1) 審議会の進め方及び今後のスケジュールについて
(2) 「第3次伊予市障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画」の骨子案について
(3) その他（意見交換）
8. 閉会

阿部議長

それでは、僭越ではございますが、議長を務めさせていただきます。皆様方の御協力をどうぞよろしく申し上げます。お手元の資料の次第に基づきまして協議に入らせていただきます。

まず、審議会の進め方及び今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、審議会の進め方及び今後のスケジュールについて御説明させていただきます。

先ほど市長も申しましておりましたとおり、現在、本市における障がい者福祉施策につきましては、既に策定しております、第2次障がい者計画、第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画を基本として推進しているところですが、これらの計画は令和2年で計画期間が終了いたします。

今回の計画は、障がい者を取り巻く社会情勢の変化に対応し、各種施策・方針の再構築を図るため、策定するものです。

それでは、資料4の6ページをお開きください。

こちらには、障がい者福祉計画策定スケジュール案を載せております。

まず、7月8日から22日まで、障害者手帳所持者及び障がい児の保護者へのアンケート調査を実施しました。また、9月1日から18日まで、障害福祉サービス事業所に意向調査を、市内の幼稚園・保育所に発達障がい児、配慮を要する園児に関する調査を行いました。

また、審議会につきましては、本日を含め、3回の開催を予定しており、本日1回目の審議会では、骨子案を基に計画の策定方針を御審議いただきたいと考えております。

2回目の審議会では、アンケート結果の分析を踏まえ、計画素案をお示しし、委員の皆様のお意見を伺い、3回目の審議会におきまして、2回目の審議会でごいただいた皆様のお意見を基に、素案を加筆、修正した上で、その後、市長に答申していく予定としております。

なお、2回目の審議会は御案内しておりましたとおり11月26日、そして3回目は1月上旬に開催する予定としておりますが、変更があった場合には随時連絡したいと考えております。

以上で説明を終わります。

阿部議長

ただいまの説明で御質問、御意見はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

阿部議長

格別無いようでしたら、次に参ります。

事務局

続いて、「第3次障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画」の骨子案について、事務局から説明をお願いします。

それでは、「第3次障がい者計画、第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画」の骨子案について説明させていただきます。

まず、第2次障がい者計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画の進捗について、事前に送付しておりました資料2、骨子案の18ページをご覧ください。

18ページから23ページに、第2次障がい者計画の推進に当たり設定しておりました重点目標の主な実施状況をお示ししております。

これまでに実施した主な取組について、簡単に御説明させていただきます。

重点目標1、障がいへの理解の促進、アの広報・啓発活動の推進の主な取組といたしまして、総合保健福祉センターで行われました、みんくる夏まつりにて、手話奉仕員養成講座を受講されている方が中心となり、手話スタンプを使った名刺作りコーナーや聴導犬の活動を紹介するコーナーを設置し、理解促進につなげました。

イ、障がいを正しく理解するための教育の推進としまして、小学生を対象に、市役所庁舎内のバリアフリー設備の見学や手話の出前講座を実施しております。

続いて、重点目標2、暮らし、社会参加や学びへの支援の主な取組のうち、地域の文化活動への参加といたしまして、市役所1階ロビーにて「障がい者アート展」、障がい者団体主催の「市民ふれあいのつどい」を通して地域の方々との交流を図りました。

また、エ、障がいに応じた適切な教育の充実といたしまして、子ども総合センターを中心に巡回相談員による保育所等の訪問や相談対応を行っております。

20ページの重点目標3、働き方への支援といたしまして、ハローワークの障がい者雇用情報を市内の相談支援事業所へ提供し、一般就労を希望する障がいのある方への情報提供につなげています。

21ページ、重点目標4、保健・医療の充実といたしまして、健康増進課において実施しているものが主なものではございますが、障がいの早期発見・予防として特定健診の受診率向上や、障がいの原因となる疾病の予防として風疹対策に取り組んでいます。その他、自殺対策やメンタルヘルスについて研修会を開催し、精神保健福祉施策の充実を図っています。

22ページ、重点目標5、情報提供の充実において、ウ、相談しやすい窓口づくりとして、令和元年度から手話通訳者を常時設置することといたしました。今後、手話通訳者とともに、先ほど紹介しました出前講座にも積極的に取り組んでいくこととしています。

次ページ、重点目標6、共に生きる地域社会のイ、心のバリアフリーの実現といたしまして、昨年8月にオープンしたIYOみらい館の職員を対象に、障がい者支援について研修を実施いたしました。

そして、ウ、防災安全対策の充実として、平成30年度から災害時用のストマ装具保管事業を開始しております。

続きまして、第5期障がい福祉計画の進捗状況について、御説明いたします。

資料4の7ページをお開きください。

7ページ、(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行について、障がいのある人もない人も当たり前で生活できる地域社会の実現を目指すものとして、施設入所からグループホームなど地域生活へ移行する人数と施設入所者数を目標値に設定いたしました。

2016年度末の施設入所者数を基準として、2020年度末までに地域生活移行者数を7人、施設入所者数を64人、施設入所者の削減見込みを4人としているところですが、2019年度末の実績では、地域生活移行者数は2018年度と合わせて3人、施設入所者は2016年度の68人から5人減の63人となっております。

続きまして、(2)福祉施設から一般就労への移行について、就労継続支援から一般就労へ移行する方の人数、一般就労を目指すために就労移行支援事業者を利用する方の人数について目標値を設定いたしました。

一般就労への移行者数は、2020年度末の目標値6人に対して、2018年度末2人、2019年度末1人の合計3人となっております。

また、就労移行支援事業者を利用する方の人数は、2020年度末の目標値12人に対して、実績が11人となっております。

移行率3割以上の就労移行支援事業所については、伊予市内には就労移行支援事業を行っている事業所がございませんので、該当なしとしております。

就労定着支援後1年後の就労定着率については、就労定着支援のサービスを利用した方が1名であり、現在も就労していることから定着率は100%となっております。

(3)入院中の精神障がい者の地域生活への移行について、保健・医療・福祉関係者による協議の場といたしまして、伊予市自立支援協議会において精神障がい者の社会復帰促進に向けた関係機関の連携や支援体制について協議を行うこととしております。

次に、8ページ、(4)障害福祉サービスの実績について御説明させていただきます。

サービスごとに、各年度の目標・見込み量について、実績を表にしております。

特に、目標・見込み量より実績の方が大きいものとして、訪問系サービスの居宅介護の実績が目標に対して8人増の63人、また日中活動系サービスの就労継続支援B型が目標に対しまして13人増の117人となっております。

なお、就労継続支援B型の利用者の増加につきましては、A型事業所の基準変更に伴い、B型事業所に移行された方がいたということが影響しているのではないかと考えております。

逆に、見込み量より実績が少ないものとして、日中活動系サービスの自立訓練、居住系サービスの自立支援援助が、ともに利用者ゼロとなっております。

また、相談支援の地域移行支援が5件、地域定着支援の実績はゼロとなっております。これは、長期入院の方が地域で生活を始めるに当たり、支援を行うための相談を行います、長期入院者で退院になる方があまりおられなかったことが影響しているのではないかと考えております。

続きまして、資料9ページ、(5)の地域生活支援事業について、サービスの目標・見込み量として、2018年度、2019年度の実績を共に示しております。

それぞれの数値については、御覧のとおりです。

成年後見制度の利用支援事業につきましては、2019年度に1件申請がございました。その他につきましては、おおむね見込み量に近い実績となっております。

続きまして、10ページを御覧ください。

第1期障がい児福祉計画の進捗状況について御説明いたします。

障がい児支援の提供体制の整備等について、4つの目標を定めておりました。

(1)児童発達支援センターを1か所設置することにつきましては、令和

2年1月に児童発達支援センター運営事業プロポーザル審査を実施いたしまして、令和2年度中に事業運営が開始予定となっております。

(2) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築につきましては、児童発達支援センターに保育所訪問支援の機能を付加することとしております。

(3) 主に重症の障がい児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を1か所確保するという目標につきましては、既に利用者がございますことから確保できているものと考えております。

(4) 医療的ケア児支援の協議の場の設置につきましては、自立支援協議会を協議の場とすることとしております。

次に、その下の表、障がい児福祉サービスについて御説明いたします。

目標・見込み量に対して、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援につきましては、実績がゼロとなっております。

逆に、放課後等デイサービスの実績人数は、目標・見込み量よりも42人多くなっており、これは高校生の就労に向けた技術習得のための利用や児童クラブに適応できない子どもの利用などにより、見込みを超える規模の新規申込があったことが要因として考えられます。

医療的ケア児に対するコーディネーター配置につきましては、市の保健師1名を配置し、現在も医療的ケア児の個別ケア会議を行っております。今後は自立支援協議会の障がい児支援部会において、支援体制の整備に向けた協議を行っていくこととしております。

続きまして、11ページを御覧ください。

障害者総合支援法によるサービス（18歳未満の子ども対象）について、今年度の見込み量と2018年度、2019年度の実績を示しております。

主なところでは、(5)の日常生活用具給付等事業の排せつ管理支援用具が挙げられ、紙おむつが主な給付用品でございます。目標よりも大幅に増加した要因は、新規に2名の申請があったことによるものです。

(6) 移動支援事業につきましては、身体障がいの見込み量を1人としておりましたが、現在のところ利用はございません。

以上で、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画の進捗状況について、説明を終わります。

続きまして、第3次障がい者計画、第6期障がい福祉計画、障がい児福祉計画の骨格案について、計画策定業務を委託しております株式会社ジャパンインターナショナル総合研究所から御説明いただきます。

それでは、事前にお送りさせていただきました資料1、2を基に、御説明させていただきます。

資料1は、計画の構成について記載しておりますが、3つの計画を1つの計画として構成しております。

第1章から第7章、そして資料編で構成をされており、それぞれ第1章では計画の概要といたしまして、国の動向や計画の位置づけ、計画期間といった計画策定に関する必要事項等を取りまとめております。

第2章の障がい福祉の現状と課題につきましては、アンケート調査の結果や統計データから市の課題を抽出し、第3次計画の方向性につなげていく流れとしております。

また、第3章では計画の基本的な考え方といたしまして、基本理念や基本方針、基本目標の展開をしていきます。

第4章では、障がい福祉施策の展開ということで、第3次障がい者計画に当たる部分となっており、市として推進していく具体的な施策について、こちらで記載してまいります。

第5章では、第6期障がい福祉計画、そして第6章では第2期障がい児福祉計画として、それぞれ位置づけおり、国の示す成果目標や障害福祉サービスの見込み量について、展開をしてまいります。

なお、第4章から第7章、資料編につきましては、次回の審議会にて御提示させていただく予定ですので、本日は第1章から第3章につきまして、資料2を基に御説明させていただきますので、資料2、骨子案を御覧ください。

では、資料2の1ページ目を御覧ください。

第1章、計画の概要といたしまして、まず初めに国の動向についてお示しをしております。

国では、これまで障害者の権利条約の批准に向けて、障がい者の基本法の改正や障害者虐待防止法、障害者差別解消法等の法整備が進められてきております。また、障がいのある方自らが望む地域にて生活を営むことができるよう、今後も生活や就労に関して、より一層の支援の充実が目指しているところであり、平成28年以降の主な国の動きについては、1ページ、2ページ及びデータ中に記載させていただいております。

また、3ページでは、国の基本指針ということで、第6期の障がい福祉計画の策定に向けて踏まえるべき国の指針を記載しております。言わば、

計画策定のガイドラインとなっております。

こちらは、今回大きく分けて9つのポイントがございまして、例えば1番目、地域における生活の維持及び継続の推進といたしましては、地域生活支援拠点のさらなる機能の充実や、グループホームをはじめとする住まいの確保に関することが明記されております。

また、2番目の精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築といたしまして、精神障がい者が退院後の地域における定着に関する成果目標の設定のほか、ギャンブル等の依存症をはじめとする、依存症対策についても盛り込まれております。

6番目の障害児通所支援の地域支援体制の整備につきましては、今回、聴覚障がい児に対する支援や、重症心身障がい児及び医療的ケア児に対するニーズ把握に関する取組についても新たに記載されております。

また、4ページの8番目、障害福祉サービスの質の確保や9番目の福祉人材の確保についても、新しい項目として設けられております。

こうした国の動向を受け、伊予市としての取り組みについて記載をしておりますが、平成30年に策定した第2次障がい者計画、第5期障がい福祉計画、第1期障がい児福祉計画を基に、障がいのある人もない人も住み慣れた地域で暮らし続けられることができる、まちづくりを目指し作成していくところです。

これらの計画が今年度終了期間を迎えますので、今回新しく国の動向や障がいがある方のニーズ、課題等を把握し、新しい計画として第3次障がい者計画及び第6期障がい福祉計画、第2期障がい児福祉計画、この3つの計画を見直すこととしております。

続いて、5ページを御覧ください。

計画の位置づけといたしまして、3つの計画、それぞれ根拠となる法律が異なりますので、それらについてお示しさせていただいております。

また、6ページでは、他の計画との関連ということで、国や県の計画と整合をとるとともに、市の計画でございます伊予市総合計画をはじめ、子ども・子育て、健康、また高齢者福祉といった様々な分野の計画とも連携をしながら推進していく計画となっております。

続いて7ページ、計画の期間につきましては、障がい者計画が令和3年度から令和8年度までの6年間、障がい福祉計画と障がい児福祉計画が令和3年から令和5年までの3年間の計画となっております。

8ページでは、計画の策定体制について、記載させていただいておりま

す。

まず、実態調査として、アンケート調査を実施させていただきました。このアンケート調査では、18歳以上の障害者手帳所持者の方、18歳未満の障がい児の保護者を対象に調査を実施いたしました。その他、事業所調査や団体意向調査、また市内の幼稚園・保育園等への調査なども取りまとめを進めております。

続いて、10ページからは、第2章、障がい福祉計画の現状と課題ということで、統計データをお示ししております。

なお、データに関しましては、後ほどアンケート調査結果の御報告と併せまして一緒に御説明させていただきますので、割愛させていただきます。

続いて、18ページを御覧ください。

こちらから計画の評価ということで、先ほども御説明いたしましたとおり、第2次計画の取組状況について取りまとめしてまいります。

続きまして、25ページを御覧ください。

第3章、計画の基本的な考え方といたしまして、本計画の基本理念は、これまでの第1次、第2次計画から引き続き、「誰もが自分らしく暮らせ、お互いが支え合う、思いやりのあるまちづくり」としております。この基本理念に向けて、計画を策定しているところではございますが、実現するために今回、26ページにございますとおり、3つの基本方針をまとめております。

まず、1つ目が共生社会の実現です。障がいがある人もない人も互いに尊重し合いながら、地域の中で共に生活することができる共生社会の実現を目指すものとしております。

2つ目があらゆる差別の解消です。障害者差別解消法や障害者の雇用促進法等に基づきながら、障がいを理由とする、あらゆる差別の解消に向けた取組を進めるところとしております。

3つ目が分野横断的な障がい者施策の推進です。障がいの特性だけでなく、生活実態やライフステージに応じた多様なニーズや課題に対応するため、保健や医療、福祉、教育といった各分野の施策と連携しながら、分野横断的な障がい者施策の推進を図っていくこととしております。

続いて、27ページからは基本目標ということで、今回、計画策定で取り組む分野ごとに11個の目標を掲げております。

こちらはそれぞれの基本目標と施策ごとの方向性を取りまとめておりま

すが、例えば基本目標の1番目、自立に向けた生活支援では、障がいのある方の地域生活を支援するための相談支援やサービスの充実に向けた取り組みを展開していくこととしております。

また、基本目標4番目、切れ目のない療育・教育では、障がいのある子どもやその家族への支援、また障がい児の教育環境整備に向けた取組について記載をしております。

続いて、28ページです。

基本目標の5番目では、雇用・就労の促進といたしまして、多様な就労の機会確保や継続的な就労につなげるための総合的な就労支援の充実について記載していくこととしております。

基本目標の9番目、差別の解消及び権利擁護の推進につきましては、障がいがある人に対する社会の差別や偏見の解消に向け、市民の相互理解や啓発活動の充実、また権利擁護や虐待防止に向けた取組について推進をしております。

また、29ページ、基本目標の10番目、芸術文化・スポーツ等の振興について、スポーツや芸術文化活動を通じた障がいのある方の社会参加促進や多様な活動の場づくりに向けた取組を記載していきます。

30ページでは、施策体系として、この計画の全体像をお示ししております。

なお、それぞれの基本目標に沿った推進施策につきまして、今後、市の取組状況や新たな取組、また、本日の審議会での御意見等々を基に内容を詰めて、次回御提示させていただく予定としております。

計画の骨子案についての御説明は、簡単ではございますが、以上です。

続きまして、資料3を基に、アンケート調査の結果の御報告をさせていただきますので、資料3を御覧ください。

まず、アンケートの結果の報告の前に、障がいのある方の現状といたしまして、市の統計的な数字について少し御案内させていただきます。

事前にお配りをさせていただいておりますので細かな数字についての御説明は割愛させていただきますので、主な傾向等についてのみお話しさせていただきます。

まず、1ページの総人口と世帯の状況について、人口が減少しながらも少子・高齢化の状況にあるという傾向が伊予市でも出ております。

また、2ページの障害者手帳所持者の推移について、手帳所持者の全体数は年度により微増・微減を繰り返しており、令和2年は2,055人となっ

ております。内訳といたしまして、7割を身体障害者手帳が占めておりますが、数自体は減少しており、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳が増加しているという状況でございます。

3ページ以降、それぞれの手帳の状況について、御説明いたします。

まず、(3)番の身体障害者手帳所持者の状況です。

手帳所持者自体は令和2年3月時点で1,496人、等級別では重度に当たる1級・2級の方が54.3%、3級以降の中度・軽度に当たる方が45.7%を占めているという状況にございました。

4ページ、(4)番、療育手帳所持者の状況です。

手帳所持者は令和2年3月末時点で303人となっております。

続いて、5ページ、精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療の受給者の状況です。

精神障害者保健福祉手帳の所持者自体は令和2年3月末現在で256人であり、年々増加をしております。また、自立支援医療の受給者自体も同様に年々増加をしております。

6ページ、障害者支援区分認定の状況です。

令和2年3月末現在、244人の方が区分認定を受けられております。

続けて、(7)番、難病患者等の状況につきましては、難病患者のうち、障害福祉サービスの対象者となる方は令和2年時点で5人となっており、いずれの方も障害者手帳を所持されております。

7ページ、こちらは障がい児の状況です。

こちらでは特別支援学級の在籍者数、小学校、中学校ともに記載をしておりますが、平成28年と令和2年を比較しますと、どちらも増加しておりました。

次に、8ページ以降のアンケート調査結果概要について、御説明させていただきます。

計画骨子の御説明中にもありましたが、今回18歳以上の障がい者と18歳未満の障がい児の保護者を対象に2つの調査を実施しておりますので、その結果について御報告いたします。

まず、1番目の回答者やその家族の状況について、回答者の年齢を見ますと、「80歳以上」が28.6%と最も多く、回答者の高齢化が進んでいるという状況が見受けられます。また、障がいやお手持ちの手帳の種類をお伺いしますと、「身体障害者手帳」が75.8%と最も高いという結果となっております。

次に、9ページ、主な支援者（家族）の状況について、支援者の年齢では「70歳以上」が約3割と最も多くなっており、障がい者本人同様、その家族も高齢化が進んでいるという状況でございます。

10ページでは、障がい児アンケートにおけるお子さんの状況について、お子さんの年齢では「6～12歳」が最も多くなっており、手帳や障がいの状況では「療育手帳」が最も多く、次いで「発達障がい」という回答が多くなっておりました。その発達障がいの内容といたしまして、自閉症が最も多いという状況になっておりました。

また、11ページをご覧ください、2番の生活支援についてです。

現在の生活で困っていることや不安なことはございますかということでお伺いしてみますと、障がい者のアンケート結果から、健康や体力に関すること、また将来の生活に関すること不安が多いという回答が多くなっておりました。

同様に12ページでは、障がい児アンケートにて現在の生活で困っていることや不安なことについてお伺いしますと、お子さんの発達の状態や「コミュニケーション」という回答が最も多く、次いで就学相談や就労相談に関する回答が多いという状況にございました。

続いて、13ページ、福祉サービスの利用についてです。

現在利用しているサービスでは、「生活介護」が最も多く、次いで「施設入所支援」、また「計画相談支援」と続いておりました。今後、利用を希望するサービスについては、「居宅介護」が最も多く、次いで「施設入所」、また「日常生活の用具給付」が続いております。

同様に、14ページでは、障がい児のアンケートにて福祉サービスの利用状況についてお伺いしました。

現在利用しているサービスでは、「放課後等デイサービス」が最も高く、次いで「障がい児相談支援」、また「児童発達支援」という状況にございます。また、今後利用を希望するサービスとしましては、「放課後等デイサービス」が最も多く、次いで「障がい児相談支援」、「短期入所」となっております。

なお、利用したい理由として、お子さんの余暇活動の充実のためや親の就労のために利用したいという回答が多くなっております。

続いて、15ページをご覧ください、地域生活への支援についてお伺いしております。

まず、今後の暮らし方の希望についてお伺いしますと、「自宅で家族と

暮らしたい」、「一人で暮らしたい」という回答が多くなっており、自宅での生活を希望される方が最も多くなっております。

次いで、16ページから、地域で生活をしていく上で必要な支援についてお伺いしたところ、経済的な負担の軽減や在宅での医療ケア、また障害福祉サービスが利用できることといった回答が多くなっております。

続いて、17ページをご覧ください、情報アクセシビリティ・意思疎通支援についての回答です。

まず、福祉に関する情報の入手元についてお伺いしますと、アンケート全体では「テレビやラジオ・新聞・雑誌」との回答が最も多くありましたが、手帳別に見ると、身体障がいの方は「市の広報紙」、精神障がいの方は「病院や診療所」、発達障がいの方は「家族や親戚」、「市役所」、「サービスを受けているところ」といった回答が高くなっており、身近な人や普段利用している施設の人から情報を入手されるケースが多くなっていくということが分かります。

同様に、18ページでは、障がい児アンケートの中でも、情報の入手元についてお伺いしました。

回答といたしましては、「学校や保育所・幼稚園など」との回答が最も高く、次いで「インターネット」となっており、18歳以上の調査結果と比較すると、「インターネット」という回答が上位に来ているということが見受けられます。

続いて、19ページをご覧ください、4番の保健・医療についてです。

まず、医療的ケアの状況について、ケアを受けているという回答は46.1%となっております。また、ケアの内容については、「服薬管理」が最も多く、次いで「ペースメーカー」や「リハビリ」等、また「透析」という状況となっております。

また、20ページでは、同様に障がい児アンケートにおきましても、医療的ケアの状況についてお伺いしております。

お子さんが医療的ケアを受けているという回答が23.9%となっており、内容も障がい者アンケートの結果と同様、「服薬管理」が最も多い回答となっております。

21ページからは、かかりつけ医についてお伺いしております。

かかりつけ医を持たれていますかという問いに対し、約8割の方が日頃から治療を受けたり健康について相談できるかかりつけ医を持たれているという回答となっております。

次に22ページ、療育・教育について、障がいや心身の不調に気づいた時期やきっかけについて伺ったところ、発達に対する不安や障がいに初めて気づいたときのお子さんの年齢は、「0歳～1歳6か月」の間が約半数と最も多くなっております。また、気づいたきっかけとして、「乳幼児検診」が最も多く、次いで「家族が気づいた」、また「病院で医師から指摘された」という回答が多くなっております。

23ページでは、就学環境に関するアンケートの結果となっております。

発達に不安や障がいのある児童・生徒にとって、どういった就学環境が望ましいと思いますかとお伺いしたところ、「地域の学校で特別支援学級において、専門的な教育や支援が受けられる環境」が最も高くなっております。次いで、「地域の学校において、ほかの児童・生徒と同様に教育が受けられる環境」、「特別支援学校において、専門的な教育や支援が受けられる環境」となっております。地域の学校での就学を希望されている方が約7割という状況にございました。

また、24ページでは、保護者同士のつながりについて、お子さんのことを相談できる相手がいらっしゃいますかとお伺いしたところ、約9割近くの方が「相談相手がいる」とお答えいただいております。また、その相談相手には同じように発達に不安や障がいのあるお子さんがいますかとお伺いしたところ、約6割の方がそういったお子さんがいるということで回答いただいております。

25ページ、こちらでは保護者の負担軽減に関する回答となっております。

保護者の負担を軽減するために必要な支援として、就労の場や機会の確保、サービス利用の簡素化といった回答が多くなっております。

続いて、26ページからは就労・雇用に関する結果です。

まず、現在の就労状況をお伺いしたところ、回答者の高齢化が進んでおり、「現在、仕事はしていない」という回答が約6割となっておりました。一方で、就労移行支援や就労継続支援等を利用して働いている方が9%、自営業をしている方が7%という状況にございます。

また、働く場合にどういった配慮があればよいかという設問には、「特にない」、「わからない」という回答が多くありましたが、療育手帳や発達障がいの方では「職場内で、障がいに対する理解があること」、精神障がいの方では「障がいのある人が働ける職場が増えること」との回答が最も多く出ております。

27ページをご覧ください。

こちらからは、行政サービス等における配慮についての回答です。

市内の公共施設や民間施設において障がいのある人や高齢者への配慮がされていると思いますかとお伺いしたところ、公共施設では50.5%、民間施設では30.4%の方が「配慮がされていると思う」と回答されておりました。

28ページでは、安全・安心な生活環境についての回答となっております。

外出の頻度についてお伺いしたところ、「ほぼ毎日」という回答が最も高く、週5回以上外出されているという回答と合わせると約4割となっております。一方で、外出の頻度について「まったく外出しない」、「めったに外出しない」という回答を合わせると約1割という結果となっております。

また、29ページでは、外出の際に必要な支援についてお伺いしております。

こちらは「特になし」という回答が最も多く、手帳別では、身体障害者手帳では「歩道や建物、乗り物などの段差が解消される」という回答が最も多くなっており、療育手帳では「付き添いや介助人の人的支援」、また精神障害者福祉手帳では「自分が困っているときの周りの人の援助」に対する回答が最も多くなっておりました。ハード面の整備だけではなく、人的な支援等も必要になっているということが見受けられます。

続いて、30ページでは、防災や防犯対策についての回答となっております。

災害時に一人で避難所へ避難できると思いますかという問いに対し、「避難所の場所を知っていて一人で避難できる」という回答が32.3%と最も高くなっておりましたが、「避難場所は知っているけど、一人では避難できない」、また「避難所の場所も知らないし、一人では避難できない」という回答を合わせると約4割となっております。特に療育手帳の方では、「避難場所も分からないし、一人では避難できない」という回答の割合がほかの手帳所持者と比べると高くなっておりました。

また、31ページでは、避難の際に手助けしてくれる方がいますかとお伺いしたところ、「家族や親族」、「近所の人」という回答が多かった一方で、「手助けをしてくれる人はいない」という回答も7.1%ございました。

同様に、障がい児のアンケートでも、災害時の対応についてお伺いしたところ、一人もしくは家族の介助があれば避難できるという回答が約9割となっております。

32ページでは、消費者被害についての回答です。

こちらは「被害にあったことはないし、心配もしていない」という回答が全体では最も高く、その一方、特に発達障がいの方で「被害にあったことはないが、今後は心配だ思う」という回答の割合が、ほかの手帳所持者と比べると割合が高くなっておりました。

次に、33ページ、差別の解消及び権利擁護に関する結果についてですが、障がい者アンケートでは、差別や偏見、疎外感を感じる場合がありますかとお伺いしたところ、「ほとんど感じたことはない」という回答が41.6%と最も多くありましたが、「よく感じる」または「ときどき感じる」と答えられた方も合わせると約2割程度おりました。これ対し、どういった場面で差別や偏見を感じたかについてお伺いしたところ、「人間関係」や「街角での人の視線」という回答がございました。

34ページでは、同様に障がい児アンケートの中でも差別や偏見についてお伺いしました。

回答自体は「ほとんどない」が約半数を占めておりましたが、「頻繁にある」、「時々ある」という回答を合わせると約3割いるという状況もございました。

続いて、35ページをご覧ください、こちらは障がいに対する理解についてです。

障がいや障がいのある人に対する理解がどの程度進んでいると思いますかという問いに対しまして、「進んでいる」また「進んでいるが不十分」という回答が約半数となっております。

同様に障がい児のアンケート結果でも、「進んでいる」、「進んでいるが不十分」という回答を合わせると約8割となっております。

36ページからは、成年後見制度の認知度についてお伺いしております。

「聞いたことがある」という回答が約3割となっている一方で、「全く知らない」という回答も同程度の3割程度を占めているという状況にございました。

最後に、37ページ、運動やスポーツに関する調査結果です。

運動やスポーツを実施している頻度について、「全くしていない」と答えた方が約半数おり、最も多くなっております。また、障がいのある人が

運動やスポーツを行う際にどういった支援が必要かについてお伺いしたところ、「わからない」という回答が最も多く、次いで「一緒に行く仲間」、「適切な指導員」という回答が多くなっておりました。

アンケート調査の結果の御報告について、以上です。

阿部議長

説明について御質問、御意見ございますでしょうか。委員、お願いします。

委員

資料3についてですが、この資料自体が計画骨子の中に入るかどうか分かりませんが、一部入っているものもあると思いますので、数値の確認をしていただきたいなと思います。

まず、資料3の6ページ、(6)番の障害支援区分認定の状況の推移について、平成28年の総数ですが、合計をすると79ではないかと思うのですが、119になっているということは、区分の数字が違うのか、総数が違うのか、確認をしていただきたいと思います。

続けて、10ページが一番下の発達障がいの内容、その他が20%となっておりますが、10%ではないかと思います。合計すると100%ではなく110%になりますので、確認してください。

それから、全体を通してですが、複数回答しているところと、一問一答のところがあると思いますが、分かるように区別して書いておく、明記しておく方が良いかなと思いました。また、100%とならなければならないにもかかわらず99.9%であったり100.1%であったりしているところがあるので、数値を合わせた方がよいと思います。それからもう一点、例えば11ページ、困っていることや不安なことの合計のところですが、下表では100%になっているのですが、恐らく複数回答ではないかと思いますが、そうであれば100%にはならないと思います。その場合、ここの100%と記載する必要はないのではないかと思います。このようところが何か所かあります。複数回答になっていてトータルで100%にしているところについて、直した方がよいかなと思います。99.9%になったり100.1%になったりしているところも何点かあるので、一応全部計算しておりますので、後ほどお知らせしたいと思います。

それともう一点、34ページ、どのような時に感じましたかというところですが、これは人数が24名であり、パーセントで出すよりも人数で出した方が分かりやすいかなと思います。人数の少ないところ、このようにグラフを出されているところを、例えば24ページ、相談についてのお考えというところで10名の調査で人数を書かれていたと思いますが、24名ぐらいで

あれば人数の方が分かりやすいと感じました。

以上です。

阿部議長 ありがとうございます、ほかに何かございますか。
委員、お願いします。

委員 突然ジャパンインターナショナル総合研究所というのが出てきたのですが、事務局に説明していただけないでしょうか。

阿部議長 事務局、説明をお願いします。

委員 前は使っていないですね。

事務局 はい、前は委託しておりません。

委員 してないですね。

事務局 はい、前回の計画は別の事業者でございました。

委員 そういう意味ね。

事務局 はい。そして、今回5月にプロポーザル方式で業者選定をさせていただきました。3者の事業者の中から希望があり、それぞれプレゼンテーションいただき審査した結果、ジャパンインターナショナル総合研究所に決定され、その後計画業務を委託しております。

委員 分かりました。前回、この事業者が出てきていなかったのも、今回初めてなのかなと思ったのですが。

それと、障がい者、高齢者の身体障がい者と他の障がい者が一緒になっているので、例えば高齢者だとほとんどが介護保険で賄えているのですが、一緒になっているから、数字がいろいろばらばらですね。例えば、14、15ページ、15ページ、このあたりはほとんど高齢者の意見が出てくるころなんですね。13ページもそうだと思うんですけども。だから、高齢で突然の脳卒中とか、そういう人たちの障がいと知的、発達障がい、精神障がい、同じ意味でいいんだろうかと。今後の計画に関しても変わると思うんですね。この点、こういうことができるかどうか。差別したらいけないと言われるかもしれないけれども、計画の段階ではやはり違うと思うんですね。そこを考慮していただきたいと。

事務局 今後の策定の参考にさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

委員 もう一つ、いいですか。

菅首相が「自助・共助・公助」というように言い出しましたけれど、今後の障がい者計画で何か変化はありそうでしょうか、ジャパンインターナショナル、感想としてどうでしょうか。

御指名がありましたので、お答えさせていただきます。

皆さん御承知のとおり、菅首相のスローガンとして「自助・共助・公助・絆」という部分で、これは政権、内閣の考え、首相を中心とした内閣、政府の考え方の部分ですので、これによって具体的に、じゃあ地域福祉であったり障がい者福祉施策の兼ね合いで、こういう取組を推進していきますよという具体的な部分ははっきりまではお示しはされておきませんが、ただ考え方として障がいのある方でも自立して生活できるような環境を整えてあげるといことも視点としては大事ですし、「共助」の部分では地域で当たり前暮らせる社会というのが伊予市では進んでいる部分もあるかと思いますが、まだまだ十分に伸びしろがあるのではないかと思いますので、そういうところの領域を皆様のいろんな御意見から参考に施策立案を考えていきたいと考えております。

「公助」につきましては、伊予市行政としてもしっかりやれる部分はありますし、あとは国の社会保障制度の中でもっと暮らしやすい環境を整えるというところは国としても多分認識されていると思います。次に、「絆」の部分は、やはり「絆」は心のバリアフリーにはすごく大事になると思いますので、このコロナ禍の中で人権に対する考え方や人に対する思いやり、そういうところを改めて我々現代人に投げかけられているところですので、そういうところも踏まえて、長期的に障がいのあるないに関わらず、みんなが助け合いながら生活できればと思いますので、計画として御支援を事務局様に対ししていけたらなというところでございます。

回答は以上でよろしいでしょうか。

委員

はい。

阿部議長

委員、お願いします。

委員

私は2級の精神障がい者なのですが、資料の5ページの精神障害者保健福祉手帳の所持者が平成28年と比較して約1.5倍に増加していると書いてあるんですけど、これは何が原因だと考えられますか。

事務局

事務局よりお答えさせていただきます。確かに1.5倍という数字になっており、また、手帳の申請や自立支援医療の申請ともに増加の傾向にあります。これらの原因といたしまして、以前に比べ現在は情報がいろいろと手元に入りやすい状況になっており、今まではこういったことは病気ではないのかなと思っていたことが病気ではないか、そのように思われたときに受診される方が増えたのではないかなということが一因として考えられ

ます。ただ、あくまでも一因ですので、他にも原因があるかどうかというのは、これから探っていきたいというところです。

委員 分かりました。

阿部議長 他に何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

阿部議長 ないようでしたら、次に参ります。

次が意見交換になっておりますが、何かございますか。

よろしいですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

阿部議長 格別ないようですので、以上で議題協議を終了させていただきます。

これをもちまして議長の職を解かせていただきます。御協力どうもありがとうございました。

事務局 阿部議長、議事進行、誠にありがとうございました。

次回審議会は令和2年11月26日木曜日の開催を予定しております。時期が近づきましたら、改めて御連絡させていただきます。

長時間にわたる慎重審議ありがとうございました。

以上をもちまして第1回伊予市障がい者福祉計画策定審議会を終了いたします。お気をつけてお帰りください。本日はありがとうございました。

午後4時50分 閉会